

エコやまぐち農産物認証表示規程

第1 エコやまぐち農産物認証要綱（以下「要綱」という。）第7条に基づきエコやまぐち農産物の表示を行う者は、この表示規程によるものとする。

（申請及び使用許可）

第2 当該エコやまぐち農産物に係る農産物（農産加工品を除く。）の生産者（以下「生産者」という。）及び農産加工品を製造する加工業者（以下「加工業者」という。）が認証票の使用許可を受けようとするときは、エコやまぐち農産物の認証申請と併せて県に認証票使用許可申請を行うものとする。

2 県は、認証の通知と併せて生産者又は加工業者に認証票の使用を許可するものとする。

3 流通業者及び販売業者がエコやまぐち農産物の流通・販売の過程で認証票を使用する場合には、流通計画を添付して県に認証票使用許可申請を行うものとする。

4 認証票使用許可を受けた者は、実績報告と併せて県に認証票使用実績報告をするものとする。

5 認証票使用許可を受けた者は、許可を受けた認証票に過不足が生じたときは、直ちにその数量を県に報告し、その指示に従うものとする。

6 県は、前項の報告に基づき認証票の使用状況を確認のうえ、不足の場合は追加使用許可を与え、過剰の場合で次年度に使用する予定のときは繰越在庫とすることを指示し、使用予定のない場合は返還もしくは破棄させるものとする。

（表示方法）

第3 表示は、認証票により行い、花きを除く農産物にあつては特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日付4食流第3889号農林水産省総合食料局長、生産局長、食糧庁長官通知）に定められた表示を併せて行うものとする。

2 認証票の種類及び規格は、別記1及び別記2のとおりとする。

3 認証票は原則としてシールとし、農産物又は包装若しくは容器に貼り付けることにより表示する。

ただし、シール以外に包装（結束テープを含む。）又は容器へ直接印刷をする方法も認めるものとする。

4 認証票での表示にあたっては、県が付与する認証番号を記載するものとする。

なお、結束テープなど幅が狭い包装等の資材に表示し、文字等が認識しにくくなる場合は、県が付与する認証番号を認証マークの横に表示するものとする。

5 認証票の作成及び送付等に要する経費は、認証票使用許可を受けた者が負担するものとする。

(検査)

第4 認証票の使用許可を受けた者は、認証票の使用及び管理の状況について県が行う検査に協力しなければならない。

2 前項の検査の結果、認証票の使用が不適切であると認めたときは、県は、使用の中止を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年4月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

ただし、平成18年7月31日までは、従前の認証票の表示を認めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

ただし、平成25年3月31日までは、従前の認証票の使用を認めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(別記 1)



No.0000000



No.0000000



No.0000000

単一色でも可とする。

(別記 2)



No.0000000



No.0000000



No.0000000

単一色でも可とする